

天文十八年地震と税制

——戦国大名武田家の事例を中心に——

西 川 広 平

はじめに

現在、自然災害の発生は、救助・救援・医療体制のあり方や、教育・産業・社会基盤・地域コミュニティの維持・再生等における諸課題を顕在化させ、社会情勢に様々な影響を及ぼしている。歴史を紐解くと、前近代の自然災害に際しても、救恤、復興事業のほか、「徳政」と呼ばれた貸借関係の破棄等の慣行とともに、社会の諸制度の改編が実施されてきた。

特に、日本中世史研究の分野では、自然災害の発生にともなう戦国大名による税制改編について関心が寄せられている。例えば、佐脇栄智、則竹雄一、久保健一郎、阿部浩一、黒田基樹の各氏は、天文十八年（一五四九）の大地震（以下「天文十八年地震」という）や「永禄の大飢饉」をきっかけに、相模国（神奈川県）を拠点とした後北条家が、年貢・公事の改定や借米・借錢等の債務の破棄を行った徳政に注目し、徳政の実施は百姓に対する撫民政策であると

ともに、後北条家と百姓中との契約的關係を踏まえて実施され、村落経営の維持を図りつつ、後北条家が「公儀」として支配を確立するための手段となったことを指摘している⁽¹⁾。

一方、鈴木将典氏は、甲斐国（山梨県）を拠点とした武田家が、天文十八年地震をきっかけに、徳役（徳銭役）を領国内の寺社が運用した祠堂物（祠堂銭）や富裕層が運用した米銭を対象として賦課し、天文末から弘治年間（一五五〇―一五五八）に恒常的な役銭としたことを指摘している⁽²⁾。

しかしながら、武田家の事例については、現段階では後北条家と比較して未だ十分な研究の蓄積がなされていないのが実情であり、天文十八年地震にともなう戦国大名の対応を、より多くの事例から考察する必要がある⁽³⁾。

そこで本稿では、武田家が天文十八年に賦課した過料銭・徳役に注目し、自然災害の発生時における税制の状況を考察する。

一 過料銭と徳役

武田家が賦課した過料銭について表記された唯一の史料は、『勝山記』である⁽³⁾。『勝山記』は、法華宗寺院の常在寺（富士河口湖町）に關係する僧侶が記したと考えられている年代記を編纂した最古期の写本であり、同寺に隣接する富士御室浅間神社（同）に伝来している。記載内容は、文正元年（一四六六）条から永祿六年（一五六三）条までの年代記と、長祿六年（一四六二）条以前の別の年代記が合わさって構成されており、このうち十五、十六世紀における地震災害については、永享五年（一四三三）地震、明応七年（一四九八）地震、永正十三年（一五一六）地震、天文五年（一五三六）地震、天文十八年地震の状況がそれぞれ記載されている。ここでは、天文十八年条を史料1として掲出する。

【史料1】

天文十八年己酉

此年ハ世中半分ニテ御座候、サレトモ毎年ノ福貴カ此年マテツヨリニ成リ候て、売買ハ申ノ年ヨリ弥ヨヤスシ、此年ノ卯月十四日ノ夜中ノ比、ナイユリ申候事言悟道斷不及言説ニ候、五十二年サキノナイ程ト申伝ヘ候、余リノ不思義サニ書付申候、以上十ヶハカリユリトヲシニユリ申候、此年ノ菊月四日常在寺坊主日周死去被申候、サレトモ御堂ハ造栄成リ申候、本願ハ法光坊ニテ御座候、此年ノ霜月武田殿・小山田殿談合被成候て、地下ヘ悉ク過料銭ヲ御懸ケ候、殊更ニ寺々、祢宜、いかやうなる物ニモ、ヨシナヘテ御カケ候、去程ニ地下衆ナケク事無限、此年霜月下浅間ハイテン造栄被成候、番匠アツカイヲハ、法里衆致候、

史料の記載内容をまとめると、天文十八年は作柄が例年の半分しかなかったが、毎年続いた豊作が当年まで好影響を及ぼし、売買の価格は前年より値下がりがしていた。こうした状況にあつた四月十四日の夜中、大規模な地震が発生して、過去五二年間に経験したことのない震動が生じ、余震が一〇回程度発生したという。五二年前の地震とは、明応七年（一四九八）八月二十五日に発生した明応東海地震に該当し、当時、天文十八年地震は、明応東海地震以来の大規模な地震として認識されていたことがわかる。

その後、同年十一月に武田晴信（信玄）と甲斐国東部の郡内地域を支配した国衆小山田出羽守信有が協議して、「地下」に悉く過料銭を賦課したが、寺々・祢宜、またどのような者に対しても等しく賦課したため、「地下衆」は悲嘆にくれたという。

ここで、史料1に見える過料銭について、先行研究ではどのように理解されているのかをまとめよう。まず、勝俣鎮夫氏は、過料銭が、徳銭・徳米等とも称される一種の富裕税であると同時に新たな名目のもとに課される新税の総称である徳役と一致し、棟別銭を含めた新役銭であると指摘した上で、天文十八年に武田家は、甲府盆地周辺の国中地域だけでなく、郡内地域および甲斐国南部の河内地域を含めた甲斐国一円に対して、統一のかつ恒常的に棟別銭賦課体制を確立したと評価している⁴。

一方、鈴木将典氏は、天文十八年地震の復興対策を契機に、武田家による税制改編が行われ、史料中で過料銭と称されている徳役（徳銭役）が、武田領国内の寺社が運用した祠堂物（祠堂銭）や富裕層が運用した米銭を対象として賦課され、その後の天文末から弘治年間（一五五五～一五五八）に恒常的な役銭とされたことを指摘し、徳役を新たに賦課された棟別銭と見做す勝俣説を批判している⁶⁾。

以上のような勝俣説と鈴木説との見解の対立は、「徳役」と呼ばれた税の解釈の相違に起因している。武田家の徳役については、『甲陽日記』の天文十八年五月七日条⁶⁾に「七日丙子徳役始ノ御談合落着、相州・羽州・勢州三人連判」と記されていることを初見とする。これによると、「徳役始」の談合は五月七日に落着し、「相州」（鈴木氏の見解では今井相模守信甫）、「羽州」（下曾根出羽守）、「勢州」（今井伊勢守）の三名が連判したという。

このことは、同年四月十四日に発生した地震から、わずか約二〇日後の対応ではあるものの、地震との直接的な関係は史料上明確ではない。しかしながら、宝永二年（一七〇五）の「熊野神社由緒書上」に記載された、熊野神社（甲州市）が所蔵する「宝殿天文十八年上葺棟札」⁷⁾には、天文十八年六月二十九日の年記で「信心之檀那三枝朝臣石原孫右衛門甫直企願望宜」、「国主源朝臣武田信濃守四位晴信、地頭今井横相守入道道秀、代官三枝朝臣石原孫右衛門甫直、新宮之上葺再興」と記されている。すなわち、天文十八年地震の約二か月後に、熊野神社が鎮座する山梨郡横井村の代官石原甫直が檀那となって、甲斐国主武田晴信と横井村地頭今井信甫（道秀）の名義を得て、新宮の屋根の上葺を再興していることから、今井信甫は地震被害地域の地頭であり、その立場で「徳役始」に連署した可能性もあろう。

ところが、史料1に見える過料銭は、同年十一月に武田晴信と小山田出羽守信有が協議して賦課されたとあり、『甲陽日記』に見える「徳役始」とは約六か月間の開きがある。勝俣説および鈴木説ともに過料銭と徳役とを同一の税としている点は共通しているが、果たして両者は同一の税と断定できるのであるか。ここで、改めて『甲陽日記』を見ると、天文十八年十月二十日条には、「廿日内辰面付並諸役ノ義ニ連判仕候」という記載内容を確認できる。すなわち、同日には「面付並諸役」に関する連判が実施されたとあるが、ここに記載された「面付」について、弘治三年

(一五五七)十一月六日付で、長坂虎房・三枝虎吉・室住虎光が連署して小尾藤七郎に宛てた「武田家奉行連署証文」⁽⁸⁾には、「就京進面付之事」とあり、「合計七拾貫文役」として一〇〇貫文に八〇〇文の割合で五六〇文とし、これを地頭と百姓で二八〇文ずつ折半して、来る十二日までに納入するよう指示する内容が記されている。すなわち、「面付」とは、税を賦課する額とその対象を決定することを表わしていると言えよう。

したがって、本史料からは、「面付」を踏まえて「諸役」を新たに課すことを承認する連判が十月に行われたと解積できるが、史料1に見える十一月の過料銭賦課は、五月の「徳役始」よりも、むしろ十月の「面付並諸役」にかかると連判と一連の対応として理解することが妥当なのではないだろうか。

一方の徳役については、鈴木氏が、天正三年(一五七五)十一月二十八日付で「乾福寺納所」を宛所とした「武田家朱印状」⁽⁹⁾に「乾福寺祠堂物之事、寺中寺外共、御徳役一切御免許候之条」、また同九年(一五八二)七月十日付で「乾福寺納所中」を宛所とした「武田家朱印状」⁽¹⁰⁾に「祠堂物之徳役、一切御赦免之事」と記されていることに注目し、徳役とは祠堂物を対象として賦課された税であることを指摘している⁽¹¹⁾。史料の解釈を踏まえると、徳役については、棟別銭を含めた新役銭とする勝侯説よりも、寺社による祠堂物(祠堂銭)や富裕層が運用した米銭を対象として賦課された役銭と見做す鈴木説の方が妥当であると考ええる。

しかしながら、このように寺社や富裕層を対象とし、彼らによる貸借行為の営みに課税した徳役と、過料銭とは同一の税制であると見做すことは可能であろうか。改めて、史料1の『勝山記』の記載内容を見ると、「地下へ悉ク過料銭ヲ御懸ケ候、殊更ニ寺々、祢宜、いかやうなる物ニモ、ヲシナヘテ御カケ候」とあり、郷村の指導的階層である「地下」の人々(地下衆)に、広範かつ等しく賦課されたという過料銭を、祠堂物(祠堂銭)や借米・借銭という貸借行為への賦課として認識することは困難であろう⁽¹²⁾。

したがって、過料銭は、祠堂物(祠堂銭)や借米・借銭に賦課された徳役とは異なり、諸役として制度化された別の税であると考えられることはできないであろうか。『勝山記』には、史料1に加えて、天文二十年(一五五一)条および同二十二年(一五五三)条にも、過料銭の徴収に関する記載内容が確認される。これらの史料を通して、さらに過

料錢について探っていききたい。まずは、天文二十年条である。

【史料2】

天文廿年辛亥

此年ノ春中、去年ノ餓死二人ノツマル事言悟道断無申計リ、人ノカツエ死ル事無限、(省略) 又此年地下衆
へ過料錢ヲ御懸候、中々地下衆ナケキ無申計候、皆々所ヲアケ申候、

史料2には、前年の天文十九年六月から八月にかけて大雨が降り、大風が吹くという異常気象により、餓死者が相次いだことを受けて、天文二十年の春も、世間では逼迫した状況が続いていたという。そして、同年には、地下衆に過料錢が賦課された結果、人々がそれを忌避し、居住地を離れて逃散してしまったという。続いて、天文二十年条についても見ていきたい。

【史料3】

天文廿二年癸丑(寛正)「年」

(省略) 日ノ照リ申候事、五月ヨリ八月、九月マテ照リ候て、水皆々ヒ申候テ、此方ノ冬水チカイ申候、(省
略) 此年シ出家、祢キ宜衆、地下衆ノ主モチ不申候者ニ過代錢ヲ懸ケ候て、皆々ナケキ申候事不及言説ニ、

史料3によると、天文二十二年五月から八、九月まで干天が続き、水が干上がり旱魃が発生した結果、水を掛け流して栽培される麦(冬水)が不作となった。そして、同年に僧侶・神官・地下衆のうち、奉公していない者に対して「過代錢」が賦課されたことにより、人々が悲嘆にくれたという。ここでは、天文十八年、同二十年における過料錢賦課の対象とは異なり、地下衆のうち武田家や小山田家等の領主と主従関係を結んだ被官には、「過代錢」と表記さ

れた過料銭が免除されている。

このように、賦課の対象に相違が見られるものの、史料2、史料3の双方ともに、大雨や旱魃といった自然災害の発生を踏まえ、人々の生命と生活に重大な危機が生じた機会に、地下衆・僧侶・神官に対して、過料銭（過代銭）が賦課されたことがわかる。

もし、過料銭が徳役のように、祠堂物（祠堂銭）や借米・借銭への賦課であれば、これらの貸借関係を抑制することで納税の負担は減少されるだろうが、史料1、史料2、史料3を通して見えてくる過料銭は、寺社に所属する僧侶や神官とともに、地下衆として領主権力から把握された人々に対して、貸借関係の有無とは関係なく広範かつ等しく賦課された結果、彼らに過重な負担を強いて、彼らの生計が立ち行かなくなり、生活基盤を放棄する逃散が発生する要因となっている。

また、『甲陽日記』には、天文十八年を除き、『勝山記』に過料銭の賦課が記された天文二十年、同二十二年には、過料銭はおろか徳役を賦課した状況についても記録されていない。

したがって、過料銭は、祠堂物（祠堂銭）や借米・借銭に賦課された徳役とは異なり、自然災害の発生時、臨時措置として広く寺社や地下衆に賦課された諸役の一部であったと考えられる。

このように、過料銭と徳役が異なることは、史料4として掲出する弘治二年（一五五六）十二月二十七日付の「小山田信有判物」¹³からもうかがわれる。

【史料4】

尚、徳役共ニ差置候也、

別而可致奉公之由詔言候間、如前々諸役令免許者也、仍如件、

弘治二年

十二月廿七日

信有（月定）朱印
（花押）

天文十八年地震と税制（西川）

史料4によると、小山田出羽守信有の後継者である弥三郎信有が、小河原大藏右衛門尉に対して、奉公の申出の見返りに以前どおり諸役の免除を約束している。また、徳役もともに差し置くことが記されており、諸役と徳役がそれぞれ史料中に見える。

そして、同年十二月晦日にも、弥三郎信有は上条神兵衛尉に対して、奉公の託言を受けて「自今以後、諸役・徳役共ニ」免除することを約束している⁽¹⁴⁾。

これらの史料を通して、鈴木氏は、諸役と徳役の免除が別個に捉えられることを指摘しているが⁽¹⁵⁾、史料4の事例等からは、鈴木氏の指摘に加えて、徳役と諸役がセットで奉公に対する見返りとして免除されており、このことは、先の『甲陽日記』天文十八年条に記載された「徳役始」および「面付並諸役」と同様の税制として理解できるのではなかろうか。そして、これらの史料に見える諸役の中に、過料銭が含まれていたと考えられよう。

二 過料銭と棟別銭

前章では、天文十八年、同二十年、同二十二年に地下衆等に賦課されたことが『勝山記』に記された過料銭は、先行研究では同一視されている徳役とは異なり、諸役の一部であったことを指摘した。ここで、もう一つ問題として残されているのが、過料銭と棟別銭との関係である⁽¹⁶⁾。

先述したとおり、勝侯氏は、過料銭の賦課について、天文十八年に武田家の税制改革が行われ、小山田家支配領域の郡内地域、穴山家支配領域の河内地域も含めた、統一的・恒常的な棟別銭の賦課体制を確立したと指摘しており⁽¹⁷⁾、過料銭（徳役）を棟別銭として認識している。

一方、鈴木氏は、武田信虎の時代から武田家の支配領域に対して、棟別役が賦課されており、晴信がそれを発展・

継承して天文十一年（一五四二）に「棟別日記」による棟別役賦課を初めて実施したこと、またこの段階の甲斐国で免許されるべき棟別役の額が銭で計算されていたことを指摘するとともに、武田家が「棟別日記」による棟別役賦課を初めて実施した天文十一年から「棟別法度」が制定された同十六年までの間に、領国内からの棟別役賦課体制を整備し、弘治年間には棟別銭未進の頻発に対応するため棟別の再改めを行ったこと、さらに永祿三年（一五六〇）から同五年の間には、役銭に属する棟別銭と夫役に属する押立公事・普請役を統合し、棟別を単位として賦課する体制を確立したことを評価している⁽¹⁸⁾。この上で鈴木氏は、天文十八年に新たに賦課された過料銭（徳役）が棟別銭とは異なることを論じている⁽¹⁹⁾。

このように、過料銭（徳役）と棟別銭とが同一の課税であるのかの是非が、勝俣説と鈴木説との争点であるのだが、ここでは過料銭とは異なる税と判断した徳役を一先ず除外した上で、過料銭と棟別銭との関係について考察する。

まずは、武田領国における棟別銭の賦課・免除に関する状況を整理した後掲の付表が、「棟別銭の賦課・免除に関する状況」である⁽²⁰⁾。表のとおり、過料銭は『勝山記』天文二十二年（一五五三）条の記載以降、関連する史料を確認できなくなる一方、弘治元年（一五五五）十一月以降、武田家による棟別銭の賦課に関する事例が増加する。このうち、「棟別銭」の表記が確認される初期の史料が史料5の「武田家朱印状」である⁽²¹⁾。

【史料5】

法光寺棟別改之日記

合参貫百文

従本屋十五片屋

合五百四拾文

卅三文宛

従十五片屋之迷銭

天文十八年地震と税制（西川）

合五百文

從新屋十

合六拾壹文

從闕屋敷

都合四貫式百文

可納

右之外免許

家吉

大坊

家五屋

内本屋巻

新屋四乙

弘治元年乙卯

十二月十八日

調衆

仙光坊

網野新五左衛門尉

「法光寺棟別改之日記」と題された史料5によると、武田家が、法光寺（放光寺、甲州市）領にかかる棟別銭の額を、免除対象となる家を除いて本屋・片屋・新屋・闕屋敷毎に計上し、合計四貫二〇〇文の納入を調衆である仙光坊と網野新五左衛門尉に指示している。そして、奉行衆が各村を巡回して棟別銭の徴収を触れ出して以降、二〇日以内に棟

別銭を納入するよう指示し、期限を超過した場合、倍額の負担を要求している。

表のとおり、その約一か月前にあたる弘治元年十一月には、武田家が鮎沢郷（南アルプス市）に対して、免除分の家一四軒を除き、合計三貫三〇〇文となる棟別銭の徴収を調衆である井上甚右衛門尉に指示し、史料5と同様に、奉行衆の「廻触」より二〇日以内に納入できなければ、倍額の負担を命じる要求をしており⁽²²⁾、同時期に甲斐国内で棟別銭の徴収を強化するため、賦課対象となる家を確定する調査が行われたことがわかる。

また、この際に棟別銭の徴収時期や徴収方法についても改定された。この内容については、翌弘治二年（一五五六）正月十八日付で発給された史料6の「武田家朱印状写」を通して確認したい⁽²³⁾。

【史料6】

就于棟別銭（印略影、龍朱印カ）無沙汰新法之事、

春之棟別者限八月晦日、秋之棟別者切翌年二月晦日、出銭難洪之旨并相論之趣等令披露可落着、若過其期於于未進者、不及理非集衆可弁之者也、仍如件、

弘治二年辰丙

正月十八日

史料6は、文書の袖に「此御朱印藤巻大屋二御座候得共、織右衛門代、宿元左衛門二譲り、本書八元左衛門処二御座候」と記されていることから、鮎沢郷に居住した藤巻家の大屋（本家）に伝来していたことがわかる。

内容を見ると、武田家が棟別銭の未納に際して「新法」を制定したとあり、弘治二年以前から既に徴収されていた棟別銭の未納が深刻化しており、税制改編を余儀なくされる事態となったことが判明する。この結果、棟別銭の徴収時期について、春の納期を八月晦日、秋の納期を翌年二月晦日と設定するとともに、棟別銭徴収への難洪や、相論の発生等の事態が生じる場合には、武田家に報告して解決する旨の方針がとられている。このことから、棟別銭の徴収

は、武田家と棟別銭を賦課された村落との間の調整を経た上で、双方の合意を踏まえて決定されたことがうかがわれる。そして、納期を超過しても未進の場合には、「集衆」（調衆）が弁償するということから判断すると、納入額が決定された棟別銭は、徴収にあたる調衆が責任を負い、未徴収額を含めて負担していたことは確実である。

ここで改めて、過料銭が『勝山記』天文十八年条に「地下へ悉ク過料銭ヲ御懸ケ候、殊更ニ寺々、祢宜、いかやうなる物ニモ、ヲシナヘテ御カケ候」と記載されているように、地下衆に対して、広範かつ等しく賦課された銭納による税制であったことを踏まえると、過料銭とは、天文十八年当時に既に実施されていた棟別銭の臨時的な追加課税であり、自然災害の影響を受けて天文十八年、同二十年、同二十二年の三か年に賦課された結果、棟別銭未納の拡大という問題を生じたため、「新法」制定による新たな棟別銭賦課体制が実施され、その後は過料銭も正規の棟別銭の中に吸収されたのではないだろうか。

それでは、この時の棟別銭改定にともない、過料銭の賦課を要する事態は、その後収束したのであるか。引き続き、史料を通して考察したい。次の史料7は、史料6と同じく鮎沢郷における棟別銭徴収の状況が記された、壬戌（永祿五年・一五六二）極月十六日付の「武田家朱印状写」²⁴である。

【史料7】

印影 鮎沢之郷

合四百九十五文

- 一、来癸亥之秋棟別銭之内、従家一間三十銭充、来廿日以前可納之事
- 一、必癸亥之秋、棟別可納之事
- 一、除御法度之悪銭可納之事

壬戌

極月十六日

飯富源四郎

史料7によると、武田家の奉行人である飯富昌景が、鮎沢郷の調衆（「藤巻大屋」）に対して、鮎沢郷に課された棟別錢四九五文について、癸亥（永祿六年）の秋棟別錢の一部として、家一間分に三〇錢ずつを、来る（極月）二十日以前に納入するよう指示している。すなわち、昌景は、翌年分の秋棟別錢の一部を前年中に賦課したのであり、癸亥（永祿六年）の秋には、改めて残りの棟別錢を納入するよう命じている。さらに、使用が制限されていた悪錢による納入を禁止したことも記されている。

ここで、史料7が発給された背景について考えてみよう。『勝山記』永祿五年（一五六二）十月条によると、同年十月から十二月にかけて干天が継続していたという。すなわち、史料7は、自然災害の発生に際して、秋棟別錢の一部を納期の前倒しによる追加課税した事例であり、同じく自然災害が地域社会を襲った際に過料錢が徴収されたことと、同様の背景を踏まえて、本史料は発給されたのではないだろうか。

以上のとおり、天文末から弘治年間（一五五五～一五五八）にかけて、徳役が恒常的な役錢化する一方、過料錢は、調衆の責任のもとで春・秋の年二回の徴収と設定された新たな棟別錢賦課体制に吸収されたと推測されるが、こうした状況においても、自然災害の発生に際しては、棟別錢の納期前倒しによる追加課税を確認でき、実質的に過料錢は継続されていたと言えよう。

なお、その後の棟別錢の賦課に関する状況の推移について、付表「棟別錢の賦課・免除に関する状況」をもとにまとめると、元龜二年（一五七二）三月二十六日、武田家が湯平郷・熊野郷・保坂郷・中牧郷・中野郷・窪八幡郷の各住人に対して、同年より「両（春・秋）棟別」を免除し、普請役・隠田等を軍役衆前とするので、参陣するよう指示しており、また同年四月十九日には、武田家が六科郷・千野郷・上八田郷の各住人に対して同様の内容を伝える文書を発給している。このように、元龜年間には、棟別錢が軍役等の負担の見返りとして免除される事例が増加してい

る。

さらに、天正二年（一五七四）三月二十八日には、武田家が跡部勝資に対して、石原備後守が所持する勝沼・熊野両郷における田屋・屋敷・棟別・被官の屋敷を与えているほか、同七年（一五七九）八月十八日には、武田家が天野小四郎に対して、江草郷の両棟別一五貫一〇〇文等の知行を安堵しているように、天正年間になると、棟別銭は武田家家臣や寺社の奉公に対する知行として得分化されたことが判明する。

こうした棟別銭について、ここまで武田家による徴収の視点から考察してきたが、この一方で、賦課された側の認識はどのようなものであったのであろうか。史料8は、元龜三年（一五七三）十二月二十八日付の屋敷売券である（25）。

【史料8】

黄金合拾両、同此以前かり申候糶本六俵壹斗六升、此方ニ我等踞候屋敷永代末代売渡申候事実正なり、西北つゝちともに、南ハつゝちさハまで、東くねきハまでまいて一円ニ相渡申候、然ハ棟別ハ壹役御座候を相そへ、後に渡申候、我等一銭も不存間敷候、同棟別後か、りの役之事も一切我等ハ不存間敷候と相定申候、於國中田地返し・本成おしつふし如何様成おほせ出し御座候共、於彼屋敷しんるい・ふるい、誰人成共いらん有間敷候、同家壺相そへ渡申候、付而此まへ馬のかね壺両、同糶右黄金ニ入すまし申候、此まへ一銭なに成共おる不申候、棟別御座候付而、ねんくハ一銭も無御座候、為後日たかいてかたとりわたし申候、仍而如件、

うりぬし

元龜三年^{壬辰}拾二月廿八日 願念（花押）

末木淡路守殿へ參

さいはん人

与三左衛門尉殿

善右衛門尉殿

史料8は、八田(笛吹市)に所在する願念寺の開基である願念が、与三左衛門尉および善右衛門尉を証人として、同地を拠点に活動した武田家家臣の末木家重(淡路守)に対し、黄金一〇両と以前に借用していた粃六俵一斗六升の代に屋敷を売り渡したことが記されている⁽²⁶⁾。また、この屋敷に付属する家一軒分も同様に家重に売り渡されるとともに、馬の代金一両も込みとして処理されている。なお、国中地域において「田地返し」「本成おしつふし」と称された徳政が実施された場合、願念の親類・部類が屋敷に対する権利を主張することを否定している。

史料中には、売り渡しにともない、屋敷にかかる棟別の役を願念が家重に継承することが明記されているが、願念はこの役を「一銭」も負担しないとあるように、これは棟別銭に該当すると推測される。すなわち、棟別銭の負担は屋敷の所持と一体のものであり、武田家の家臣であっても通常では賦課の対象とされていたのである。また、屋敷に棟別銭が賦課されているため、年貢の負担は無いとあることから、屋敷にかかる年貢は棟別銭に統合されていたのであろう。

さらに、願念は「棟別後か、りの役」も家重に継承している。これは、「後か、り」と記されていることから判断すると、正規の棟別銭が徴収された後に、臨時に追加して掛けられた棟別銭の追加課税を指すことが推測される⁽²⁷⁾。先述したように、過料銭そのものは『勝山記』天文二十二年条以降に史料上確認されなくなる。しかしながら、「棟別後か、りの役」という表記が、それから二〇年後の売券に見えるという事実は、棟別銭の臨時的な追加課税が実施されるかもしれないという認識が、在地の社会に深く浸透していたことを示唆しているのではないだろうか。

おわりに

以上、本稿では、武田家が天文十八年に賦課した過料銭を通して、自然災害の発生時における税制の状況を考察した。この結果は次のとおりである。

○天文十八年(一五四九)、武田家が新規に賦課した過料銭は、自然災害の発生によって、人々の生命と生活に重大

な危機が生じた機会に、郷村の指導的階層である地下衆を対象として広範かつ等しく賦課されており、祠堂物（祠堂銭）や借米・借銭に賦課された徳役とは異なり、諸役として制度化されたと考えられる。

○過料銭は、棟別銭の臨時的な追加課税として位置付けられ、その賦課により棟別銭未納の拡大という問題を生じたため、天文末から弘治年間（一五五五～一五五八）にかけて、調衆の責任のもとで春・秋の年二回の徴収と設定された、新たな棟別銭賦課体制に吸収されたと推測される。

○永祿・元龜年間（一五五八～一五七三）には、自然災害の発生に際して、棟別銭の納期前倒しによる徴収が行われ、過料銭は実質的に継続されていたと見做されるところに、屋敷売券に記載された「棟別後かゝりの役」のように、棟別銭の臨時的な追加課税の実施を想定するという認識が、在地の社会に深く浸透していたことがうかがわれる。

以上のとおり、過料銭の賦課は、徳役とともに自然災害の発生に対応した武田家による税制改編の一環であったと判断されよう。本稿の最後に、同時期に実施された他の戦国大名による税制改編との比較を通して、本稿で考察した武田家の状況を評価したい。比較の対象とするのは、後北条家の事例である。

天文十九年（一五五〇）四月一日付で後北条家が相模国西郡の一色百姓中宛に発給した定書には、「國中諸郡」の退転により諸郷にかかる公事を免除する規定が記されている²⁸。これによると、同家は諸点役の代わりに、所領ごとに貫高の六パーセントを賦課する「役銭」を基準にして、その三分の一を納税額として賦課し、六月と十月に半分ずつ分割して納入するよう命じる一方、旧来の諸公事を免除している。また、陣夫・廻陣夫・大普請といった、災害からの復興や戦乱への対応に要する夫役の賦課を維持している²⁹。

後北条家は、「懸銭」と呼ばれるこの新税の納入を、代官および百姓中に対して規定どおりに要求するともに、未進分が生じたら百姓を処刑し、地頭・代官も同罪とする旨を指示しており³⁰、未納が発生しない税制の確立を最重視していたことがうかがわれる。

以上のとおり、天文十九年の後北条領国における税制改編は、従来賦課された諸公事の廃止にともなう懸銭への統合化とその二期分割納入、悪銭の除去といった点において、武田家による過料銭・棟別銭の改定と共通の施策の方針

を読み取れる。武田・後北条の両事例を踏まえると、自然災害が相次いで発生する中で、租税の未納に対応して確実な納税の体制を確立することが、戦国大名による税制改編の意図であったと言えよう。自然災害時における戦国大名や国衆、村落の対応について、更なる研究を進めることを、今後の課題としたい。

【付記】 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））の交付を受けて行った研究成果の一部である。

註

- (1) 佐脇榮智「北条氏の領国経営（氏康・氏政の時代）」（『神奈川県史』通史編1原始・古代・中世、神奈川県、一九八一年）、則竹雄一「後北条領国下の徳政問題―永祿三年徳政令を中心に―」（同『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九八九年）、同「大名領国下における年貢取取と村落」（同『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九九三年）、久保健一郎「戦国大名領国における高利貸と『徳政』」（同『戦国大名と公儀』校倉書房、二〇〇一年、初出一九九六年）、阿部浩一「戦国期徳政の事例検討」（同『戦国期の徳政と地域社会』吉川弘文館、二〇〇一年）、黒田基樹「戦国期東国の徳政」（同『戦国期の債務と徳政』校倉書房、二〇〇九年、初出二〇〇七年）、拙稿「災害と法―戦国大名による災害対応―」（日本史史料研究会監修・松園潤一朗編『室町・戦国時代の法の世界』吉川弘文館、二〇二二年）。
- (2) 鈴木将典「武田氏の徳役」（同『戦国大名武田氏の領国支配』岩田書院、二〇一五年、初出二〇一一年）。
- (3) 『山梨県史』資料編6中世3上県内記録（山梨県、二〇〇一年、以下『山』資6と略す）第一部「記録類」第一編「記録・法典」四。以下、本稿で引用する『勝山記』の出典は同一である。
- (4) 勝俣鎮夫「葦の髄から天井のぞく―『常在寺衆年代記』を読む―」（『山梨県史研究』六、一九九八年）。
- (5) 鈴木前掲註（2）論文。
- (6) 『山』資6第一部「記録類」第一編「記録・法典」一。以下、本稿で引用する『甲陽日記』の出典は同一である。
- (7) 『山梨県史』資料編7中世4考古資料（山梨県、二〇〇四年）第三部「在銘資料」一七〇号。
- (8) 『山梨県史』資料編5中世2上県外文書（山梨県、二〇〇五年、以下『山』資5上と略す）一二〇三号、早稲田大学図書館所蔵文書（安藤家文書）。

- (9) 『山』資5上一五四三号、建福寺文書。
- (10) 『山』資5上一五四六号、建福寺文書。
- (11) 鈴木前掲註(2) 論文。
- (12) 武田領国における地下衆については、平山優「戦国期地下人(郷中乙名衆)の存在形態」(同「戦国大名領国の基礎構造」校倉書房、一九九九年、初出一九九四年)を参照された。
- (13) 柴辻俊六・黒田基樹編『戦国遺文』武田氏編第一卷(東京堂出版、二〇〇二年、以下『戦』一と略す)五二二号、内閣文庫所蔵「諸州古文書」二下。なお、『山梨県史』資料編4中世1県内文書(山梨県、一九九九年、以下『山』資4と略す)一四九一号「小山田信有判物」小佐野(得季)家文書の注釈によると、本史料は、同年月日、同内容で発給された文書であるが、宛所である「堀端坊殿」は、抹消された上に記載されており、「諸州古文書」では本来「小河原大蔵右衛門尉殿」と記載されていたと判断されている。
- (14) 『山』資5上一五四二号、黒河内義夫氏所蔵文書。
- (15) 鈴木前掲註(2) 論文。
- (16) 平山優「戦国大名の諸役賦課と納入の実現形態」(平山前掲註(12)著書、初出一九八八年)によると、棟別銭を含む棟別役は、武田家が郷村を媒介として、その自律的な機能(郷請)に依拠することで、郷村内の家の家格を把握し賦課された。
- (17) 勝俣前掲註(4) 論文。
- (18) 鈴木将典「武田氏の税制」(鈴木前掲註(2)著書、初出二〇〇八年)。
- (19) 鈴木前掲註(2) 論文。
- (20) 表では、いずれも棟別銭として明確な事例を抽出したが、それ以外に、天文二年(一五三三)八月二十七日付で広濟寺に宛てられた「武田信虎禁制」(山梨県史)資料編4中世1県内文書、山梨県、一九九九年、以下『山』資4と略す、八四二号、広濟寺文書)には、「棟別」とるへからすと記されており、この「棟別」は人足の動員等ではなく、寺家を対象に徴収するもの、すなわち銭納の実施が推測され、鈴木説のとおり、信虎期には棟別役の銭貨による賦課が実際に開始されていたことがうかがわれる。
- (21) 『山』資4二七九号、網野家文書。
- (22) 『山』資4一三八六号「武田家朱印状」、網野家文書。
- (23) 『山』資4一三九八号、藤卷家文書。
- (24) 『山』資4一三九九号、藤卷家文書。
- (25) 『山』資4七二五号「願念屋敷売券」、八田家文書。
- (26) 「さいはん人」の善右衛門尉は、天正九年(一五八一)二月七日付「市佑殿」(末木政清)宛「末木家重讓状」(『山』資4七二六号、八田家文書)では「末木善右衛門尉殿」、また辛巳(天正九年)四月朔日付「市佑殿」宛「末木家重讓状」(同七二七号、同)では「末木善右衛門殿」とその名を確認でき、それぞれ証人に立てられている。

(27) 平山前掲註(16) 論文では、「棟別後か、りの役」について、その断定が困難としつつ、点役や押立公事等の臨時課役である可能性を指摘しているが、本来夫役として課された点役・押立公事を、棟別銭の範疇に含めて解釈することに疑問が残る。

(28) 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第四卷武家家法Ⅱ(岩波書店、一九九八年、以下『中』4と略す)三九四号「北條氏公事赦免定書」、劍持文書。他に、牧之郷・長浜・磯部郷・田名郷・本牧郷・南品川・北品川宛に同様の文書が発給されている。黒田基樹「北条氏康の徳政令―戦国大名の構造改革」(黒田前掲註(1) 著書、初出二〇〇四年)によると、これらの文書は、天文十八年地震による不作等が生じ、それに対する年貢・公事等の減免が行わ

れなかったため、後北条家の全領国規模で百姓の欠落による村の退転が生じたことに際して、欠落百姓を還住させ、村々の復興、すなわち「村の成り立ち」を図って出されたことが指摘されている。

(29) 前掲註(1) 拙稿参照。なお、黒田前掲註(28) 論文では、本史料の内容を、①畠方賦課諸公事の廃止とその代替としての懸銭創出、②給人・代官の恣意的公事賦課禁止、③退転百姓に対する借錢・借米破棄、④一部夫役の廃止・銭納化、⑤給人・代官・奉行等の非分に対して百姓の直訴を認める目安制の確立として整理している。

(30) 『中』4三九八号「北條氏懸銭定書」、富士浅間神社文書。

付表 棟別銭の賦課・免除に関する状況

番号	年代	西暦	内容	史料名	出典
1	天文 11.8.12	1542	棟別帳を初めて作成	『甲陽日記』	『山』資 6 上・1 号
2	弘治元 .11. 吉	1555	武田家が調衆の井上甚右衛門尉に対して、鮎沢郷（南アルプス市）にかかる3貫300文を奉行の廻触により20日以内に徴収し、遅延の場合には利倍の勘定を指示	武田家朱印状	『山』資 4・1386 号、北村家文書
3	弘治元 .12.18	1555	武田家が「法光寺棟別改之日記」を作成し、調衆の仙光坊と網野新五左衛門尉に対して、放光寺（甲州市）領にかかる4貫200文を奉行の廻触により20日以内に徴収し、遅延の場合には利倍の勘定を指示	武田家朱印状	『山』資 4・279 号、網野家文書
4	弘治 2.1.18	1556	武田家が「棟別銭無沙汰」につき「新法」を定め、春の「棟別」を8月晦日、秋の「棟別」を翌年2月晦日限りとし、徴収を指示	武田家朱印状写	『山』資 4・1398 号、藤巻家文書
5	弘治 4.3.2	1556	武田家が調衆の矢崎右衛門尉・有野文右衛門に対して、有野郷（南アルプス市）にかかる5貫800文を奉行の廻触により20日以内に徴収し、遅延の場合には利倍の勘定を指示	武田家朱印状	『山』資 5 上・1265 号、矢崎家文書
6	壬戌（永禄 5） 3.4	1562	武田家が、本栖（富士河口湖町）の定番を勤める者に「都留郡之棟別役春秋」600文を免除	武田家朱印状写	『山』資 4・1492 号、小佐野（得季）家文書
7	壬戌（永禄 5） 12.16	1562	飯富昌景が調衆に対して、鮎沢之郷（南アルプス市）にかかる癸亥（永禄 6）の「秋棟別銭」のうち495文を20日以内に徴収するよう指示	武田家朱印状写	『山』資 4・1399 号、藤巻家文書
8	永禄 8.4. 晦	1565	武田家が越石郷（甲斐市）、篠原郷（甲斐市）、八幡郷（甲斐市西八幡）等から竜王村（甲斐市）に移住した者50軒にかかる毎年の「春棟別」を免除し、「秋棟別」の納入を指示	武田家カ棟別銭免許状写	『山』資 4・1278 号、『龍王村史』所収文書
9	丙寅（永禄 9） 7.18	1566	武田家が苗敷山（韮崎市）の別当が所持する家1間にかかる「棟別銭并御普請役」を免除	武田家朱印状写	『山』資 4・1426 号、宝生寺文書

10	永禄 10.11.25	1567	武田家が後屋之郷（甲府市）の竹内十郎右衛門尉に対して、新衆の奉公の見返りに、「棟別役毎年春之分」を免除	武田家朱印状写	『山』資4・1418号、旧北下条村中田作右衛門旧藏文書
11	戊辰（永禄 11） 2.7	1568	武田家が奥山太二右衛門尉に対して、狩野川郷（山梨市）にかかる13貫400文を奉行の廻触により20日以内に徴収し、遅延の場合には利倍の勘定を指示	武田家朱印状写	『戦武』2・1241号、内藤家本「甲斐国志草稿」
12	戊辰（永禄 11） 5.10	1568	武田家が調衆の網野新五左衛門尉に対して、仏師原之郷（甲州市）にかかる1貫400文を奉行の廻触により20日以内に徴収し、遅延の場合には利倍の勘定を指示	武田家朱印状	『山』資4・280号、網野家文書
13	元亀 2.3.26	1571	武田家が湯平之郷（山梨市）の又三郎に対して、同年より「両棟別」の免除とともに普請役・隠田等を軍役衆同前とし、参陣を指示、他に熊野之郷（甲州市）・保坂之郷（韮崎市）・中牧之郷（山梨市）・中野之郷（南アルプス市）・窪八幡之郷（山梨市）にも同内容の文書を発給	武田家朱印状 武田家朱印状写	『山』資4・302号、岡部家文書／同・310号、檀原家文書／同・228号、禰津（晴雄）家文書／同・587号、水上家文書／同・1362号、入倉家文書／同・514号、旧大工村十右衛門旧藏文書
14	元亀 2.4.1	1571	武田家が調衆の玄仁・上野左近丞他7名に対して、岩手之郷（山梨市）にかかる12貫200文を奉行の廻触により20日以内に徴収し、遅延の場合には利倍の勘定を指示	武田家朱印状	『山』資4・469号、上野家文書
15	元亀 2.4.19	1571	武田家が六科郷（南アルプス市）の矢崎源右衛門尉に対して、同年より「両棟別」の免除とともに普請役・隠田等を軍役衆同前とし、参陣を指示、他に千野（甲州市）・上八田郷（南アルプス市）にも同内容の文書を発給	武田家朱印状 武田家朱印状写	『山』資4・1440号、柳本家文書／同・461号、村田家文書／『戦武』3・1697号、「山梨県誌本古文書」五
16	天正 3.2.20	1575	武田家が塩沢寺に対して、従来どおり寺中の「棟別銭」の免除を認め、「棟別以下之諸役」を門前家3軒分ともに免除	武田家朱印状写	『山』資4・67号、塩沢寺文書

17	天正 3.3.1	1575	武田勝頼が清光寺に対して、寺中・門前の家8間にかかる「棟別銭」を始め「諸役」を免除	武田勝頼判物写	『山』資4・1467号、清光寺文書
18	天正 4.4.3	1576	武田勝頼が法泉寺に対して、門前の本屋3間・新屋5間にかかる「棟別銭并普請役」の徴収等を禁止、他に文殊院にも同内容の文書を発給	武田勝頼禁制 武田勝頼禁制写	『山』資4・242号、法泉寺文書／『戦武』4・2624号、「甲斐国寺記」
19	天正 4.4.3	1576	武田家が悦首座に対して、塩田（笛吹市）のうち国分寺および門前2間にかかる「棟別銭」を除き、「諸役一切」を免除	武田家朱印状	『山』資4・816号、国分寺文書
20	天正 4.4.12	1576	武田家が妙蓮寺に対して、寺家・門前の家10間にかかる「棟別銭・御普請役」の免除等を指示	武田家朱印状	『山』資5下・2356号、妙蓮寺文書
21	丙子（天正4）7.5	1576	武田家が1貫250文の御蔵出について、「甘利上条両棟別」のうちから毎年請け取るよう指示	武田家朱印状写	『山』資4・994号、旧青柳村某旧蔵文書
22	天正 4.7.21	1576	武田家が「黒沢之郷棟別御改之日記」を作成し、塚原六右衛門尉・平原三右衛門尉に対して、9貫50文を徴収するよう指示	黒沢郷棟別改日記写	『戦武』4・2694号、内藤家本「甲斐国志草稿」
23	天正 4.8.13	1576	跡部勝資が妙蓮寺に対して、寺家・門前の新屋10間にかかる「棟別銭以下之諸役」の免除等を認めた武田家朱印状の遵守を通知	跡部勝資判物	『山』資5下・2357号、妙蓮寺文書
24	天正 4.12.4	1576	武田家が下別田郷（笛吹市）の市川五郎右兵衛に対して、毎年の御細工の奉公の見返りに、本屋1間にかかる「棟別銭」を除き、「其外郷次之御普請役以下」を免除	武田家朱印状写	『戦武』4・2749号、内閣文庫所蔵「甲州古文書」三
25	天正 5.2.30	1577	武田家が松木次郎三郎に対して、「先御印判」により、西郡中条のうち家1間半にかかる「棟別銭并郷次之御普請役」を免除	武田家朱印状	『山』資4・252号、松木家文書
26	天正 5.4.3	1577	小山田信茂が倉沢与五右衛門に対して、従来どおり「棟別銭」の免除を認め、「番匠役」の稼ぎによる「棟別銭」の借用を禁止し、御細工の奉公を指示	小山田信茂朱印状写	『戦武』4・2796号、山梨県誌本「古文書雑集」一

27	天正 5.6.7	1577	武田家が伝嗣院に対して、寺門前新在家にかかる「棟別銭并諸役 []」を免除	武田家朱印状	『山』資4・1366号、伝嗣院文書
28	天正 5.6.10	1577	武田家が深向院に対して、新造立の家3間にかかる「棟別銭」を免除、並びに松雲院に対しても新造立の家2間にかかる「棟別銭」を免除	武田家朱印状 武田家朱印状写	『山』資4・1392号、深向院文書／同・1389号、松雲院文書
29	天正 6.3.6	1578	武田家が成就院に対して、「棟別銭」を除き、「其外之諸役一切」を免除	武田家朱印状写	『山』資4・1016号、妙法寺文書
30	天正 7.3.2	1579	武田家が林外江に対して、在府の奉公の見返りに正林寺のうち本家3間にかかる「棟別銭并諸役一切」を免除	武田家朱印状写	『戦武』5・3100号、国立国会図書館所蔵「武家事紀」三三
31	天正 7.3.19	1579	武田家が寺中の家2間にかかる「棟別銭」を従来どおり免除すること等を指示	武田家朱印状写	『山』資4・738号、蓮朝寺文書
32	天正 7.8.18	1579	武田家が天野小四郎に対して、「江草之郷両棟別」15貫100文等の知行を宛行	武田家朱印状写	『戦武』5・3153号、天野家文書
33	天正 8.11.28	1580	武田家が調衆の井口庄左衛門・同四郎右衛門尉・惣左衛門に対して、井口郷（中央市）にかかる5貫705文を奉行の廻触により20日以内に徴取し、遅延の場合には利倍の勘定を指示	武田家朱印状写	『山』資4・106号、旧上小河原村島田左衛門旧蔵文書
34	天正 9.4.3	1581	武田家が塩山の東陽軒に対して、中牧（山梨市）のうち宝珠寺の家1間に以前よりかかる「棟別銭已下諸役」、並びに造立の在家1間にかかる「棟別銭并郷次之諸役」を新規に免除	武田家朱印状写	『山』資4・409号、向嶽寺文書
35	天正 9.5.5	1581	武田家が青松院に対して、門前在家3間に以前よりかかる「棟別銭」、並びに門前において新造立の在家5間にかかる「棟別銭以下郷次之諸役」等を免除	武田家朱印状	『山』資4・177号、青松院文書
36	天正 9.8.27	1581	武田家が青松院に対して、「先御印判」により寺内・門前の在家3間にかかる「棟別銭以下」、並びに門前において新造立の在家4間にかかる「棟別銭・郷次之普請役以下」等を免除	武田家朱印状写	『山』資4・178号、青松院文書

37	天正 9.9.2	1581	武田家が熊野堂（笛吹市）の次郎右衛門に対して、御肴調進の見返りに在家1間にかかる「棟別銭」を免除	武田家朱印状写	『山』資4・563号、旧熊野堂村吉兵衛旧蔵文書
38	(年月日不詳)		武田勝頼が天沢寺に対して、「法性院殿（武田信玄）直判」により、寺産・門前の在家5間にかかる「棟別銭以下諸役」を免除	武田勝頼判物写	『山』資4・1287号、天沢寺文書

注1) 表中の『山』資4は『山梨県史』資料編4中世1県内文書（山梨県、1999年）、『山』資5上は同資料編5中世2上県外文書（同、2005年）、『山』資5下は同資料編5中世2下県外文書（同、2005年）、『山』資6上は同資料編6中世3上県内記録（同、2001年）、『戦武』2～5は柴辻俊六・黒田基樹編『戦国遺文』武田氏編第二卷（東京堂出版、2002年）、同第三卷（同、2003年）、同第四卷（同、2003年）、同第五卷（同、2004年）を指す。

注2) 明確な疑義のある史料は、除外した。